

委託業務仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

西部地域における日本語教育の空白地帯対策コーディネーター業務

(2) 目的

日本における在住外国人の増加に伴い、本市においても日本語学習を必要とする在住外国人の数が増加している。現在、本市西区・垂水区（以下、「西部地域」という）では、就労者を中心とした外国人が集住する地域があるものの、地域日本語教室等の生活のための日本語学習の機会が限られている。

そこで、地域の在住外国人に向けた日本語学習の機会を創出することを目的とした伴走支援を行う。あわせて、地域日本語教室等の立ち上げや運営に際して、企業等との連携についても検討し、実施する

2. 業務内容

(1) 西部地域における実態調査

①継続的な生活日本語の学習機会創出に向けた伴走支援対象エリアの提案

本事業で立ち上げ伴走支援を実施するエリアを選定し、委託者に提案する。

対象エリアは、委託者と協議のうえ決定する。

※本市事前調査の結果、西区岩岡および周辺エリア（※1）、西区伊川谷および周辺エリア（※2）を想定対象地区としているが、調査等の根拠を示したうえで別エリアの提案も可能とする。

※1 岩岡町、竜が岡、上新地、大沢、福吉台

※2 伊川谷町、白水、天王山、和井取、北別府、南別府、池上、今寺、大津和、玉津町、水谷

②在住外国人の日本語学習ニーズに関する実態調査

地域の実情を反映した学習の場を創出するための検討材料として、対象エリアにおける在住外国人を対象とした日本語学習ニーズ調査を実施すること。

③周辺地域の企業に関する調査

企業の日本語学習に関する意識や地域日本語教室に関する支援の可能性などの調査を実施する。

※②、③については統計データ、インタビュー等、質・量双方を担保する調査結果を提示するための方法を検討し、実施すること。

(2) 伴走支援対象エリアにおける企業への働きかけと、日本語教育への関心の醸成

実態調査の結果等も活用し、対象エリアでの生活のための日本語学習の場の創出

にあたって、企業の日本語教育に関する意識等について把握し、連携先となりうる企業への日本語教育への参画に向けた働きかけを行う。そのため、必要に応じて地域や企業を対象とした説明会や研修等、企業による本事業への理解促進及び企業との連携の推進に資する効果的な手法を検討し、実施する。

(3) 生活日本語の学習の場の立上げ伴走支援

①対象エリアにおける日本語教室等の立上げ・運営に関心のある人材（ボランティアを含む）の発掘

日本語学習の場の運営を担う候補者、日本語教師、ボランティア学習支援者等、継続的な日本語教育の場の実施のために必要な人材を把握し、人材確保につなげること。

②企業との連携の検討

日本語教育の機会の提供のために、1社以上の企業との連携を取り入れること。連携の種類・範囲は問わないが、人材・資金・教室会場の提供等といった、学習の場に必要なりソースの維持のための継続的な連携を促しやすい仕組みの構築を検討すること。

③日本語教室等の立上げに関連するコーディネーション業務

人材・教室形式・実施内容・運営方式・実施場所・広報等について、(1)の調査結果を踏まえて、教室運営に関わる関係者との調整・協議を行いながら、継続的な実施が可能な教育の場を検討する。また、来年度の本格運営開始に必要な体制構築を進める。

※学習対象者は、特定の企業の就労者に限定せず、地域に在住する日本語学習者や就労者の家族を中心に地域に開かれた学習の場とすること。

※学習者と地域との関り（交流）を意識した教室の運営方法を検討すること。

④トライアル日本語教室等の実施

最低1回以上のトライアル日本語教室等を実施し、本格運営への円滑な移行を支援すること。

(4) 神戸市地域協働局地域協働課（委託者）との連絡調整会議

委託者との業務の実施にかかる協議および進捗報告のため、連絡調整会議を月1回程度実施する。そのほか、委託者の求めに応じて、会議を開催することとする。

(5) その他関連する業務

3. 業務実施にあたっての補足事項

- ・本業務の実施にあたっては、委託者および関係機関との連携を図ること。
- ・本業務の実施にあたって疑義が生じた事項等については、随時委託者と協議のうえで対応すること。

- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第 29 条を順守すること。

4. 業務報告

- ・毎月、業務の進捗状況について、月例報告書を作成し、翌月 10 日までに委託者宛てに E メールで提出すること。様式不問。

5. 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

6. 契約金額

金 1,250,000 円（消費税及び地方消費税含む）

7. 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

ただし、業務遂行上、委託者が必要であると認める場合は、分割払いや前金払いをすることができる。

8. その他

（1）留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、委託者の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の業務であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については委託者に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに委託者へ報告すること。
- ⑤契約後、速やかに業務責任者通知書（別添）および 情報セキュリティ対策の実施状況報告書（別添）をあわせて提出すること。

⑥可能な限り電子契約での締結とする。電子契約で締結する場合は、速やかに電子契約システム利用確認書（別添）を提出すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html

（２）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。